

別表

職務復帰願及び職務復帰時の診断書等の取扱い

傷病の種別及び病気 休暇・休職の継続期間		職務復帰願の要否	職務復帰時の診断書等の要否	
			主治医の診断書	健康管理医の面談及び診断書
一般傷病	1月未満	×	×	×
	1月以上90日以下	○	○	×
	91日以上	○	○	○
特定傷病	1月未満	×	×	×
	1月以上	○	○	○
精神及び行動の障害に係る疾病	1月未満	×	△	△
	1月以上	○	○	○

- (注) 1 この表において「特定傷病」とは療後補導実施要領2の(2)のア及びイに掲げる負傷又は疾病を、「一般傷病」とは「特定傷病」及び「精神及び行動の障害に係る疾病」以外の負傷又は疾病をいう。
- 2 この表において「○」は提出等を要することを、「×」は提出等を要しないことを、「△」は所属長、健康管理医等がその都度判断することを表す。
- 3 職務復帰に係る「主治医の診断書」には、復帰可能と認める旨及び復帰日の記載を要するものとする。(例:「○月○日から職務復帰可能である」など)

(参考：抜粋)

療後補導実施要領

1 趣旨

この要領は、負傷又は疾病により長期の療養に服した職員の円滑な職務復帰を図るため、これらの職員が職務に復帰する場合における旭川市職員安全衛生管理規則（昭和52年旭川市規則第7号）第23条第1項及び別表2生活規正の面Bの区分の規定に基づく勤務の軽減措置（以下「療後補導」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 療後補導の対象

療後補導は、次に掲げる者を対象に行うものとする。

- (1) 負傷又は疾病（(1)及び(2)に定めるものを除く。）により連続して90日を超えて病気休暇を取得し又は病気休職をした職員で、職務に復帰するに当たり健康管理医が療後補導の必要を認めたもの
- (2) 次に掲げる負傷又は疾病により連続して1月以上病気休暇を取得し又は病気休職をした職員で、職務に復帰するに当たり健康管理医が療後補導の必要を認めたもの
 - ア 公務又は通勤による負傷又は疾病
 - イ 公務又は通勤によらない疾病のうち、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 結核性疾病
 - (イ) 動脈硬化性心臓疾病
 - (ウ) 悪性新生物による疾病
 - (エ) 高血圧症による中枢神経系の血管損傷
 - (オ) 北海道が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象疾患
 - (カ) その他市長が特に認める慢性疾患
- (3) 精神及び行動の障害により病気休暇を取得し又は病気休職をした職員で、職務に復帰するに当たり健康管理医が療後補導の必要を認めたもの
- (4) その他健康管理医が特に必要と認めた職員

3 療後補導の時間及び期間

(以下、6まで略)

7 その他

職務復帰願及び診断書等の取扱いは、別表に定めるところによる。

(平成15年4月1日改正)

(平成20年4月1日改正)

(平成24年4月1日改正)